

葛飾区監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年度第2回定期監査（教育委員会事務局及び学校）の結果に基づき講じた措置について、葛飾区教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年4月9日

葛飾区監査委員	坂	井	保	義
同	反	町	直	志
同	峯	岸	良	至
同	山	本	ひろみ	

令和6年度第2回定期監査（教育委員会事務局及び学校）の結果に基づき講じた措置について

〔指摘事項〕

（１）支出及び現金出納事務を適正に行うべきもの

私費による立替払い（３件）

立替払は、地方自治法及び同施行令並びに葛飾区会計事務規則に規定されていない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。また、現金の保管については、葛飾区会計事務規則第82条第2項により、「資金の前渡を受けた者は、2万円以内の現金である場合については、これを保管できる。」とされている。適正な資金管理を行われたい。

ア 令和6年6月に保田しおさい学校への出張にあたって、資金前渡金の支出処理を失念し、有料道路料金6,730円の立替払を行っていた。

（総合教育センター教育支援課）

【講じた措置】

有料道路の通行料金支払については、資金前渡によって事前に現金を受領し、当日はその現金で支払う必要があり、その経費について、令和6年度に当初予算で配当を受けていた。しかし、保田しおさい学校への出張に際して、担当者が資金前渡の支出処理について失念しており、私費で立替払いを行ったところである。

その後に講じた措置として、立替払が地方自治法上認められていない不適切な処理であること、有料道路を使用して出張する際には必ず事務処理の担当者へ余裕を持った期日で事前に報告し、資金前渡による現金で支払うことを課内に周知した。また、令和7年2月より有料道路料金の支払いはETCによる支払いに変更されるため、今後はETCを利用し支払いを行う。

今後も、年度が変わる際には改めて課内に周知・徹底し、再発防止に努める。

（総合教育センター教育支援課）

イ 令和6年度の交際費において、前渡金口座から預金の払出しを失念し、私費により立替払を行っていた。また、2万円を超えて現金を保管していた。

（上千葉小学校）

【講じた措置】

本件については、事前に預金から交際費の払出しを失念したため私費による立替払いを起こすとともに、本来認められていない2万円を超える現金を保管していたものである。立替払いは地方自治法上、また、2万円を超える現金の保管については葛飾区会計事務規則上、認められていない不適切な処理である。

今回の反省を踏まえ、今後の交際費の管理については、新たに「交際費支出計画書」を作成し、月ごとに校長と主任学校事務員との2者により当該計画書を点検する体制へと見直した。また、校長、副校長及び主任学校事務職員は関係法令を改めて確認し意識を深めた。今後は関係法令を遵守し当該計画書を活用しながら、適切な資金管理に努めてまいりたい。

ウ 令和5年度の交際費において、前渡金口座から預金の払出しを失念し、私費により立替払を行っていた。
(東水元小学校)

【講じた措置】

本件は、令和5年12月28日(木)に区から第4四半期の配当があった後、令和6年1月10日(水)に青少年育成地区委員会の新年会に出席した際に、交際費を事前に預金から払い出すことを失念したため立替払いを行った。

今後は、交際費を必要とする行事及び金額等の予定を記載する「交際費引出し書」を新たに作成し、払出しの際は交際費引出し書、銀行の引出し用紙及び通帳を副校長と事務職員の二人で確認するよう手順を変更し、立替払いを未然に防止する体制とした。また、支払証明書の支払証明者欄を1人から2人に変更し、支払後もダブルチェックできるように改善することで、交際費の出納簿と支払証明書及び通帳の照合を行えるようにした。

(東水元小学校)

(2) 供用物品の管理を適正に行うべきもの

令和6年度供用物品受払書について、6月28日に84円切手2枚を使用した。が、払出数1枚と記帳していたほか、10月3日に120円切手1枚を使用した。が、受入数1枚と記帳していた。(それぞれ残高数と実枚数は一致)

また、令和5年度供用物品受払書については、12月28日に84円切手2枚を払い出した。が、直前の残高数82枚からの差し引き計算を誤り、残高数84枚と記帳していたほか、払出数や残高数の記帳誤り、差

し引き計算誤り、使用していない切手の払い出しを記帳するなどの事例が複数あった。そのほか、翌年度への繰越・年度の締め処理の未済等があった。

供用物品の管理は、葛飾区物品管理規則第21条第2項により、「物品管理者は、郵券等の金券その他必要と認める物品については、供用物品受払書を備え、その使用状況を明らかにしておかなければならない。」と規定されており、厳格な管理を義務付けている。規則に基づき適正な事務処理を行われたい。

(総合教育センター教育支援課)

【講じた措置】

本件は、供用物品の管理において、郵券の受払を行う度に供用物品受払書へ正確に記帳し、残数に誤りがないかを確認しなければならないところ、それが十分に行われていなかったことや、定期的な供用物品受払書と残数の確認作業及び翌年度への繰越・年度の締め処理を怠っていたため、適切な管理がされていなかった。

その後に講じた措置として、今後は郵券の使用状況を正確に供用物品受払書へ記帳するとともに、その都度供用物品受払書の残高と郵券の残数の確認を必ず行うよう職員に周知・徹底し、確認表を作成の上、担当者及び管理係長による月毎の確認作業を行うことで、適切に管理するようにした。

更に、年度末には再度供用物品受払書と残数の確認をした上で翌年度への繰越・年度の締め処理を必ず行い、今後このような事態が発生しないよう、再発防止に努める。

(総合教育センター教育支援課)